

運転免許更新時講習

日 4月12日（木）
▽優良13時15分～▽違反14時～
※受付は30分前から行います。
所える夢館2階視聴覚室
対公安委員会から送付された切替通知書により、池田警察署で切替手続きを終了された方
詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」（13時15分～）、「違反」（14時～）のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は6月7日（木）です。

参考～町外実施会場

会 場	日 時
池田会場 （西部地域コミセン） 池田町字利別東町12-11 ☎（579）2138	4月10日（火） 5月8日（火） 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50（4月のみ）
浦幌会場 （中央公民館） 浦幌町字桜町15番地5 ☎（576）3095	5月11日（金） 優良 13:30 違反 14:30

注）十勝池田警察署管内



税金

振替納付日について

平成29年度分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

- ・平成29年度の所得税および復興特別所得税の確定申告
▽平成30年4月20日（金）
・平成29年度の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告
▽平成30年4月25日（水）
期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。
※納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。
問十勝池田税務署 ☎015（572）2171



その他

4月20日（金）～30日（月）
春の全道火災予防運動

【統一標語】

火の用心 ことばを形に 習慣に

大切な命を火災から守るため、次の住宅防火対策をしましょう。
また、火災予防運動期間中、防火意

資源ごみの分別状況について

日ごろから、ごみの適正排出にご協力いただきありがとうございます。
本町の資源ごみ分別状況はおおむね良好であり、十勝管内でもトップクラスにあります。
引き続きご協力いただきますと同時に、今一度ご確認いただきたい次の2点について適正な分別をお願いします。

リサイクルの対象となる資源物にはリサイクルマークが表示されています。
本体には表示されず、外装に表示されている場合もありますので、マークをよく確認して分別してください。
不明な点がありましたら役場住民課生活環境係までお問い合わせください。



『その他のプラスチック』の間違った分別

混入異物	正しい分別
小型ペットボトル	ペットボトル
ジッパー付き保存袋	燃やさないごみ 分別にご協力ください
プラスチック製スプーン・バケツ・おもちゃ	
スポンジ	
アルミ箔	
乾燥剤	燃やすごみ
湿布薬	
絆創膏	



『その他の紙』の間違った分別

混入異物	正しい分別
油や食品残渣が付着した「その他の紙」	燃やすごみ
封筒	紙パック
牛乳パック等の紙パック	
ダンボール	ダンボール
チラシ・コピー紙	雑誌
トイレットペーパーや食品ラップ等の芯	
農業関連の袋（業務用）	農業協同組合へお問い合わせください

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎（574）2213

識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

《3つの習慣》

- ▽寝タバコは絶対にやめる。
- ▽ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ▽ガスコンロ、天ぷら鍋のそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 《4つの対策》
- ▽逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。
- ▽火災を小さいうちに消すために、住宅用火災器などを設置しましょう。
- ▽カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。
- ▽高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所で協力しましょう。

問豊頃消防署 ☎（574）2310

4月25日～5月25日まで無煙期間
大切な森林を火災から守ろう

昨年は、道内で12件発生し、約18ヘクタールの森林が消失しています。豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。
■林野火災予防のために、4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、町内全域一切火入れをすることはできません。
■無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要です。火入れ箇所により届出先が異なります。
○山林（地拵）↓役場産業課林政係

○その他↓豊頃消防署

留意事項▽生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。
▽強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。
【山に入るとき注意！】

山菜採り、ハイキング、魚釣り等のため入林するときは、管理者（道有林は十勝総合振興局森林室、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者）の許可を受けてから入林してください。なお、入林に際しては、タバコの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。

問役場産業課林政係 ☎（574）2217

有害鳥獣の駆除をします

猟友会の協力により有害鳥獣の駆除を実施しますので、有害鳥獣による被害でお困りの方はご連絡ください。

【シカ】

駆除期間▽4月1日（日）～10月下旬

駆除方法▽銃器

区 域▽町内一円

【キツネ・タヌキ】

駆除期間▽4月1日（日）～9月30日（日）

駆除方法▽銃器・はこわな

区 域▽町内一円

【カラス・ハト】

駆除期間▽4月1日（日）～9月30日（日）

駆除方法▽銃器

区 域▽町内一円

ヒグマに注意！

これからの時期は、ヒグマが冬眠から目覚めて活動を始めるため、山菜採りなどで入林した際に遭遇する可能性がありますので、十分ご注意ください。
ヒグマを目撃した場合や足跡等の痕跡を見つけた場合は、役場産業課まで連絡してください。



【注意事項】

- 音を出しながら行動、作業をしましょう。（鈴、ラジオ等）
- 朝夕の薄暗い時には行動しないようにしましょう。
- ヒグマのフンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。

問役場産業課林政係 ☎（574）2217

【見方①】

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 費=費用 申=申込み 問=問合せ

役場だより
Apr - 2018

役場だより
Apr - 2018

【見方②】

☎=電話 FAX=ファックス ☒=Eメール HP=ホームページ